

事前評価調書

I 事業概要																																																	
事業名	治山事業（予防治山事業）																																																
地区名	ちたししんちあざつばき 知多市新知字 椿																																																
事業箇所	知多市新知字椿 地内																																																
事業のあらまし	治山施設を整備することにより、荒廃した山腹斜面を保全し、山地災害を防止する。																																																
事業目標	【達成（主要）目標】 土留工 1 個、法枠工 1,326.4 m ² を設置し、荒廃した山腹斜面の保全を図る。																																																
事業費	事業費		内訳																																														
	55百万円		■工事費 55百万円																																														
事業期間	採択予定年度	平成30年度	着工予定年度	平成31年度	完成予定年度	平成32年度																																											
事業内容	土留工 1 個 法枠工 1,326.4 m ²																																																
II 評価																																																	
①事業の必要性	1) 必要性	当該地域は、平成 29 年の台風 21 号による災害により山腹斜面が崩壊し荒廃している。治山施設の設置により、自然災害による土砂の崩壊・流出を抑制し、山地災害の再発を防止する必要がある。地元からの事業実施の要望も強いいため、治山事業の実施が必要である。 また、費用対効果分析結果 (B/C) は 2.31 となり、基準値である 1.0 を超えており、効果が期待できる。																																															
	判定	A	A：現状の課題又は将来の予測から事業の必要性がある。 B：現状の課題又は将来の予測が十分把握されていない。																																														
		【理由】 山地災害の再発防止を図る上で、当該地域における事業実施が必要であるため。																																															
②事業の実効性	1) 事業計画	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th>H31</th> <th>H32</th> <th></th> <th></th> <th></th> <th></th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">工種 区分</td> <td>工事</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>・法枠工</td> <td colspan="2">←→</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>・土留工</td> <td></td> <td colspan="2">←→</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2">事業費（百万円）</td> <td colspan="3">55</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>							H31	H32						工種 区分	工事								・法枠工	←→							・土留工		←→						事業費（百万円）		55						
			H31	H32																																													
	工種 区分	工事																																															
		・法枠工	←→																																														
・土留工			←→																																														
事業費（百万円）		55																																															
2) 地元の合意形成	地元説明会を経て合意済み																																																
判定	A	A：事業計画の実効性が期待できる。 B：事業計画の実効性が期待できない。																																															
		【理由】 事業計画に無理がなく、地元の要望もあるため、事業の実効性が期待できる。																																															

Ⅲ 対応方針

妥当

事業実施が妥当である。：上記①及び②の評価がすべてA判定であるもの。
事業実施は妥当でない。：上記以外のもの。

Ⅳ 事後評価実施の有無と主な評価内容

■対象（事業完了後5年目） 対象外

【事業完了後5年を越えて実施する理由・対象外の理由】

【主な評価内容】